

西大台利用調整地区への立入認定申請書

自然公園法第 24 条第 2 項の規定により、吉野熊野国立公園の西大台利用調整地区への立入の認定を受けたく、以下の事項を遵守することを誓約し、次のとおり申請します。

吉野熊野国立公園 西大台利用調整地区 指定認定機関  
上北山村商工会 会長 殿

ふりがな <b>◆氏名 (Name)</b> おおだい たろう <u>大台 太郎</u>	<b>◆立入日 (Date)</b> 令和 〇〇 年 〇〇月 〇〇日 ※立入の期間は、1 日間とする。
<b>◆住所 (Residence Address/Country)</b> 〒〇〇〇-〇〇〇 <u>奈良県吉野郡上北山村〇〇〇</u>	<b>◆人数 (Number of People)</b> <u>4</u> 人 (12 歳以上) ※申請者に 12 歳未満の者が含まれている場合は、様式 1 (代表者申請) で申請
<b>◆電話番号 (Telephone Number)</b> TEL 〇〇〇 ( 〇〇〇〇 ) 〇〇〇〇	<b>◆立入の目的 (〇を付けて下さい)</b> 〇 登山 ・ 自然観察 ・ 写真撮影 その他 ( _____ )
<b>◆立入る経路 (〇を付けて下さい)</b> 入口 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場入口 ・ 逆峠 (小処方面) 出口 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場入口 ・ 逆峠 (小処方面)	

西大台利用調整地区立入認定申請者名簿

以下の名簿は、上記の申請書を同じくする申請者である。

	ふりがな 氏名	住所	年齢	備考
1	上記申請者	上記住所と同じ	36	
2	おおだい ひでこ 大台 日出子	奈良県吉野郡上北山村〇〇〇	35	
3	まさき きさお 正木 笹男	奈良県吉野郡上北山村〇〇〇	34	
4	まさき みねこ 正木 峰子	奈良県吉野郡上北山村〇〇〇	33	
5				
6				
7				
8				
9				
10				

(記載上の注意事項)

- 1 西大台利用調整地区立入認定申請者名簿 団体で申請する場合には、全員の氏名、住所を記載すること。なお、1番目には、申請書の提出者を記入すること。
- 2 当該年度に立入認定を受けている場合には、備考欄に直近の日付と番号を備考欄に記載すること。
- 3 一度に利用できる人数は10人までとする。

(遵守事項)

- 1 西大台利用調整地区において、風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれのあるものとして次に掲げる行為を行わないこと。
  - (1) 生きている動植物(食用に供するもの及び身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を故意に持ち込むこと。
  - (2) 野生動物に餌を与えること。
  - (3) ごみその他の汚物又は廃物を捨て、又は放置すること。
  - (4) 球技その他これに類する野外スポーツをすること。
  - (5) 非常の場合を除き、屋外において花火、拡声器その他これらに類するものを用い、必要以上に大きな音又は強い光を発すること。
- 2 環境大臣が定める以下の注意事項を守るとともに、自己の責任において立入ること。
  - (1) 自己の責任における安全管理の徹底を図るとともに、あらかじめ、必要な情報の入手及び理解並びに技術の習得に努めること。
  - (2) 10人を超える団体で利用しないこと。
  - (3) 網、竿その他動植物の捕獲及び採取のための道具を持ち込まないこと。
  - (4) 利用調整地区への立入りの前に、大台ヶ原ビジターセンターにおいて近畿地方環境事務所が行う事前レクチャーを受講すること。ただし、申請に係る年度内において、既に当該レクチャーを受講している場合は、この限りではない。
  - (5) 利用調整地区への立入時に得られた自然環境及び公園の利用に関する情報を近畿地方環境事務所に報告するよう努めること。

<手数料の納付について>

※ 1人当たり1,000円の事務手数料を以下の①、②のどちらかの方法で納付すること。

① 現金で、上北山村商工会へ直接納付

② 上北山村商工会の指定する口座への振込(入金の際に要する費用は、申請者の負担となります。)

①郵便局(ゆうちょ銀行)から振り込む場合

名義:上北山村商工会 口座名:四五八(ヨンゴハチ) 記号:14560 口座番号:3528701

②他の金融機関から振り込む場合

名義:上北山村商工会 銀行:ゆうちょ銀行 四五八(ヨンゴハチ)支店 口座番号:普通0352870

※ 複数で申請する場合は人数分の合計金額を納付してください。

(例) 1,000円×申請者4人=4,000円(手数料合計)

※ 納付した手数料は返金できません(悪天候、道路状況等による当日の立入ができない状況も含まれます。)。ただし、立入認定日当日に、奈良県道40号大台ヶ原川上線が通行止めの場合、所定の条件を満たせば、立入日の変更が可能です。また、立入日の5営業日前であれば日程の変更は可能です。